

株式会社 シーティーエス 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 シーティーエスと称し、英文では C T S C o . , L t d . と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) デジタル複合機ならびに同関連機材・部材・用品、電子計算機、電子機器および部品、事務用機械器具、事務用品の販売、賃貸、保守管理、修理
- (2) コンピュータソフトウェアの開発および関連機材の製作、販売、賃貸、保守管理
- (3) 測量機械器具、土木試験機、電気計測器、気象観測機器、車両および車両掲載計測機器、製図機器の販売、賃貸、保守管理、修理
- (4) 測量の請負ならびに地理空間情報、写真情報の取得、解析、活用および販売
- (5) 測量・調査・設計などに関する機器、材料の販売、賃貸
- (6) 前記各号に係るコンサルティング業務
- (7) プレハブハウスの製造、販売、賃貸、保守管理、修理
- (8) 空調冷熱機器、家具、家庭用電気製品、建設用機械、工事用車両の販売、賃貸、保守管理、修理
- (9) 自動車運送事業
- (10) 道路交通安全施設の設置工事
- (11) 土木建築工事業
- (12) 電気工事業および電気通信工事業
- (13) 損害保険代理業
- (14) 広告および宣伝業
- (15) 労働者派遣事業
- (16) 前記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を長野県上田市に置く。

(機関)

第4条 当社は、次の機関を置く。

- (1) 株主総会
- (2) 取締役および取締役会
- (3) 監査等委員会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、152,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第10条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。

2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 13 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 16 条 当社の取締役は、8 名以内とする。

- 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 17 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 18 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 増員または補欠として選任された監査等委員でない取締役の任期は、他の監査等委員でな

い任取締役の任期の満了する時までとする。

- 4 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第 19 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第 20 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会決議の省略)

第 22 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 23 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 24 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、

「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第 26 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 27 条 当社の監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 28 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 29 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

2 会計監査人の選任議案は、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(会計監査人の任期)

第 30 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 31 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第33条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第35条 配当金が金銭である場合は、その支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払いの配当金には利息をつけない。

【改 訂】

2006年 6月 23日	2013年 12月 13日
2007年 6月 22日	2014年 8月 22日
2009年 6月 19日	2017年 3月 1日
2010年 1月 6日	2017年 8月 1日
2010年 4月 1日	2019年 6月 19日
2010年 6月 18日	2022年 6月 17日
2012年 6月 15日	2025年 6月 20日
2012年 8月 31日	
2012年 10月 1日	
2013年 6月 14日	